

パブリック・コメント手続（意見募集）

第6次横須賀市男女共同参画プラン

～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～

(案)

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）

意見募集期間

令和4年（2022年）

11月25日（金）～12月15日（木）

お問い合わせ先：市長室 人権・ダイバーシティ推進課

電話：046-822-8228（直通）

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

目次

◇意見の提出方法	1
◇第6次横須賀市男女共同参画プラン（案）の概要	2

意見の提出方法

1 提出期間 令和4年（2022年）11月25日（金）から12月15日（木）まで

2 あて先 市長室人権・ダイバーシティ推進課（ジェンダー平等係）

3 提出方法

●書式は特に定めていませんが、次の項目を明記の上、提出をお願いします。

（1）件名：第6次横須賀市男女共同参画プラン（案）について

（2）住所、氏名

（3）市外在住の方のみ

①（市内在勤の場合）勤務先名、所在地

②（市内在学の場合）学校名、所在地

③（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

④（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

●次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・市長室人権・ダイバーシティ推進課（横須賀市役所2号館2階11番窓口）

・デュオよこすか（総合福祉会館5階）

・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）

・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市 市長室 人権・ダイバーシティ推進課 あて

※「〒238-8550 人権・ダイバーシティ推進課」で届きます。

（3）ファクシミリ

046-822-4500

（4）電子メール

we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 問い合わせ先

市長室 人権・ダイバーシティ推進課 ジェンダー平等係

電話番号 046-822-8228

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめまして公表いたします。

第6次横須賀市男女共同参画プラン（案）の概要

1 プランの概要

(1) プランの目的

性別・性的指向・性自認等にかかわらず全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できるジェンダー平等と多様な性を尊重する社会の実現を目指し、本市のジェンダー平等と多様な性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の基本理念等を踏まえ、第6次プランでは、ジェンダー平等と多様な性の尊重に関するそれぞれの課題を明確にし、課題解決に向けて取り組む姿勢を示しています。

(2) プランの計画期間

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）の4年間

(3) 目標及び施策の方向性 ※詳細は第6次横須賀市男女共同参画プラン（案）をご覧ください。

目標1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	
施策の方向性	1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり 2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援
目標2 全ての人が活躍できる環境づくり	
施策の方向性	3 女性の活躍推進・参画促進 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進 5 子育て・介護の環境整備
目標3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	
施策の方向性	6 健康支援の推進
目標4 全ての人が安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向性	7 様々な困難を抱える人への支援
目標5 ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり	
施策の方向性	8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月 パブリック・コメントの実施（11月25日～12月15日）
令和5年 3月 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会からの答申
令和5年 4月 第6次プランの公表

第6次横須賀市男女共同参画プラン

～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～
(案)

2023年度～2026年度

令和5年(2023年)3月

横 須 賀 市

目次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 横須賀市の経緯	1
2 背景	2
3 言葉の定義	4
第2章 横須賀市の現状と課題	5
1 人口の推移	5
2 ジェンダー平等と多様な性をめぐる状況	7
第3章 プランの基本的な考え方	13
1 策定の趣旨	13
2 プランの位置付け	
3 計画名称	14
4 計画期間	
5 基本理念	
6 目標	15
7 施策の方向性	
8 施策	
9 プランの体系	16
10 指標・数値目標の設定	17
11 プランの進行管理	18
12 プラン体系図	20
第4章 事業の内容	21
目標1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	21
目標2 全ての人が活躍できる環境づくり	23
目標3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	26
目標4 全ての人が安心して暮らせる環境づくり	27
目標5 ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり	28
別冊 事業一覧	

第1章 プランの策定にあたって

1 横須賀市の経緯

年	プラン等名称	計画期間
平成6年	横須賀市女性行政総合プラン 策定 ～デュオプランよこすか～	平成6年度～平成12年度
平成13年	横須賀市男女共同参画プラン 策定 ～デュオプランよこすかPartⅡ～	平成13年度～平成18年度
平成14年	「横須賀市男女共同参画推進条例」施行	
平成19年	横須賀市男女共同参画プラン（第3次） 策定 ～デュオプランよこすかPartⅢ～	平成19年度～平成24年度
平成20年	男女共同参画モデル事業所づくり計画 策定	平成20年度～平成24年度
平成25年	第4次横須賀市男女共同参画プラン 策定 （男女共同参画モデル事業所づくり計画と統合）	平成25年度～平成29年度
平成30年	第5次横須賀市男女共同参画プラン 策定	平成30年度～令和4年度 ※
平成31年 令和元年	・「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行 ・「横須賀市人権施策推進指針」改定 →分野別課題解決項目に性的マイノリティを新たに位置付け ・「パートナーシップ宣誓証明制度」導入	
令和2年	「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」開始	
令和5年	第6次横須賀市男女共同参画プラン 策定	令和5年度～令和8年度

※第5次横須賀市男女共同参画プランは、策定当初の計画期間は4年間でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民アンケート調査を実施することができなかったため、計画期間を1年延長して5年間の計画になりました。

横須賀市は、平成6年（1994年）に「横須賀市女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて多くの取り組みを進めてきました。

この度、第5次横須賀市男女共同参画プランの計画期間が令和4年度（2022年度）をもって終了することから、令和5年度（2023年度）から計画期間が開始される「第6次横須賀市男女共同参画プラン」（以下「第6次プラン」）を策定いたします。このプランは、平成31年（2019年）の「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行後、初めてのプランとなります。

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」は、誰も一人にさせないまちを目指し、性別、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人が主体的に

行動できる社会を形成することを目的として制定しました。第6次プランは、条例に基づき、男女共同参画・ジェンダー平等と多様な性の尊重に関する施策を推進するための基本計画です。条例に掲げる基本理念の実現のため、施策を計画的に実施することを目的としています。

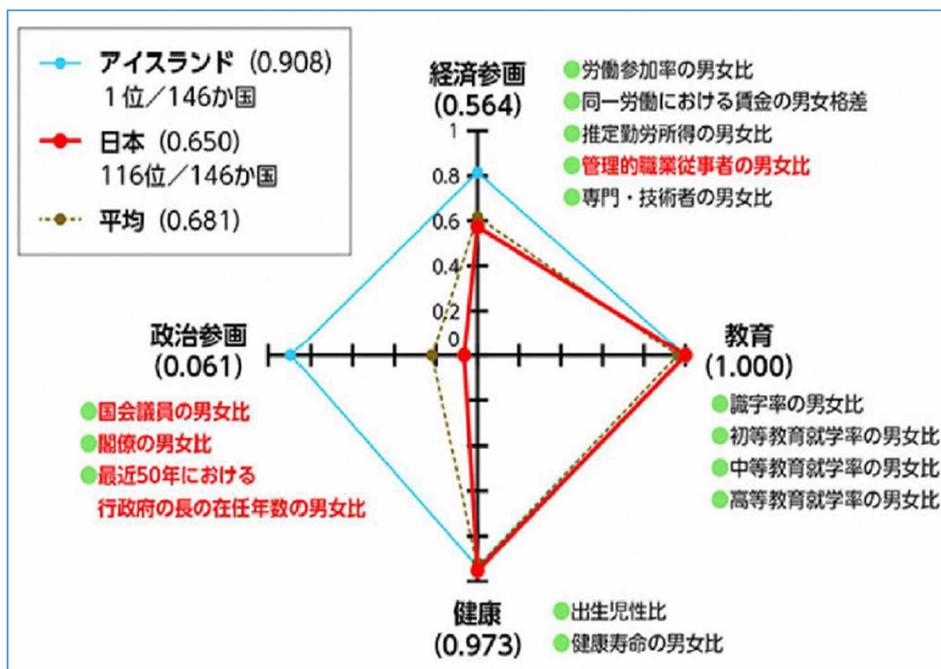
多様な性に関する市の取り組みとしては、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、様々な差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指し、令和元年（2019年）7月に「横須賀市人権施策推進指針」が改定され、分野別課題解決項目に「性的マイノリティ」が新たに位置付けられました。同年4月に「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、令和2年（2020年）4月からは「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」を開始しました。

2 背景

(1) 国際的な動向

2015年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」は国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限とする17の目標が設定されました。この17の目標のうち「目標5ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の平等を実現しよう」は、女性と女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、先進国、開発途上国も同様に世界が抱える経済成長、貧困や教育といった様々な課題を解決することができるため、重要な目標とされています。

世界経済フォーラムが公表した社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数2022」において、日本の順位は146カ国中116位の水準となり、国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。



出典：内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年8月号

(2) 国の動向（関係法令等）

時期	内容
平成11年6月	「男女共同参画社会基本法」施行
平成30年5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
平成30年7月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布
令和元年6月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正
	「労働施策総合推進法」改正
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
令和2年5月	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
令和2年6月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 (令和2年度から4年度までの3年間、集中強化期間)
令和2年12月	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定
令和3年6月	「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 →男性の育児休業の取得促進
令和4年5月	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

国は、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、取り組みを進めてきました。令和2年（2020年）12月には、以下の社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題に係る認識を踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

昨今の社会情勢の変化（第5次男女共同参画基本計画抜粋）

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- 2 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 3 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 4 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- 5 デジタル化社会への対応（Society5.0）
- 6 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 7 頻発する大規模災害
- 8 SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3 言葉の定義

第6次プランにおいて、以下の言葉を「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」を踏まえて次のように定義します。

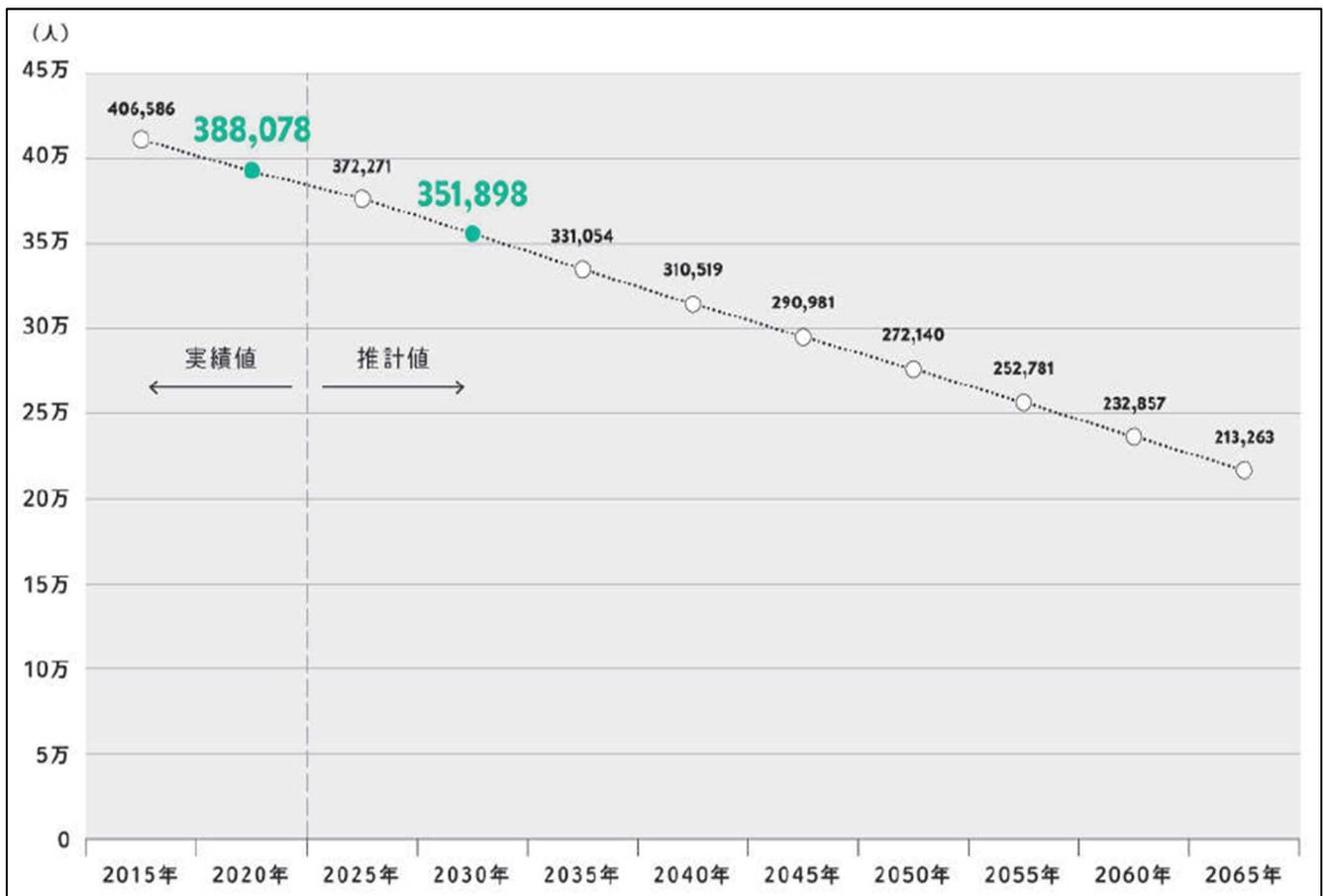
用語	意義
ジェンダー	男女の役割を固定的に捉える社会的または文化的に形成された性別をいう。 (条例第2条第2号)
性別等	性別(身体の性的特徴及び当該特徴をもとに出生時に戸籍の届出により指定された性別並びに男女の役割を固定的に捉える社会的又は文化的に形成された性別(ジェンダー)をいう。条例第7条第1項を除き、以下同じ。)、性的指向、性自認等をいう。(条例第2条第2号)
性的指向	異性愛、同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。 (条例第2条第3号)
性自認	自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。(条例第2条第4号)
暴力	性別等に基づく暴力行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア) ドメスティック・バイオレンス(配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為(これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。)をいう。) イ) セクシュアル・ハラスメント(家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、または相手の生活環境を害することをいう。) ウ) ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。) エ) アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為 (条例第2条第8号)

第2章 横須賀市の現状と課題

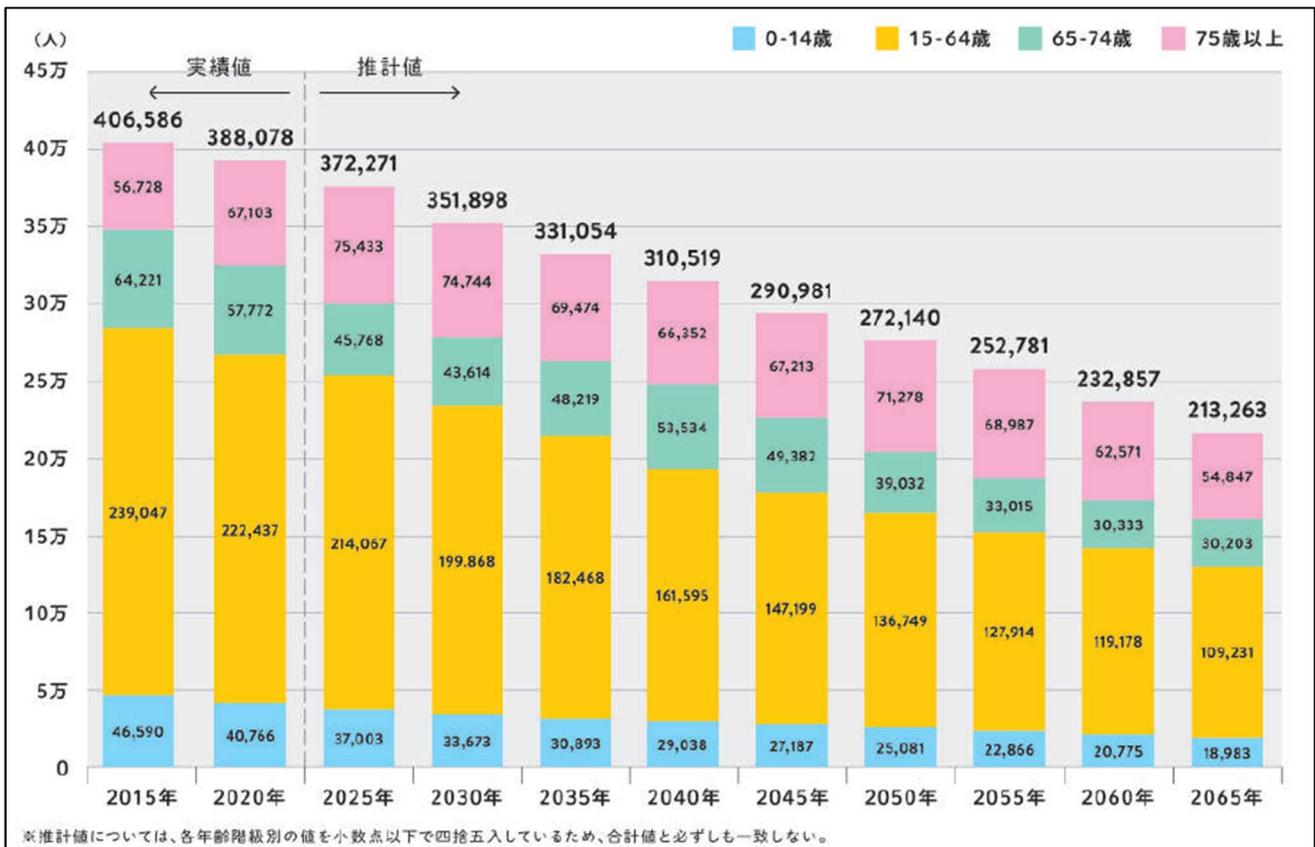
1 人口の推移

2015年の国勢調査結果を基準とした将来推計人口では、横須賀市の人口は今後減少傾向が続き、2030年には約35万人に、2040年には約31万人になることが見込まれます。

将来の人口を年齢4区分（年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳～74歳・75歳以上））でみると、年少人口、生産年齢人口については、減少が続くことが予測される中、老年人口のうち75歳以上については2025年まで増加することが見込まれます。また、各年齢区分別、男女別の人口構成を人口ピラミッドでみると、全体の規模の縮小がみられます。特に将来の支え手となる若い世代の縮小が顕著です。一方で、近年の健康寿命が延伸している現状を考慮し、生産年齢人口の年齢区分を69歳まで広げた仮定で推計すると、2040年の生産年齢人口率は61.3%となり、2015年の現在の定義での率58.8%より高い状況となります。



出典：YOKOSUKA VISION 2030



出典：YOKOSUKA VISION 2030

生産年齢人口の年齢定義	2015年	2020年	2030年	2040年
15歳～64歳（現在の定義）	58.8%	57.3%	56.8%	52.0%
15歳～69歳	67.2%	63.9%	63.4%	61.3%
15歳～74歳	74.6%	72.2%	69.2%	69.3%

出典：YOKOSUKA VISION 2030

2 ジェンダー平等と多様な性をめぐる状況

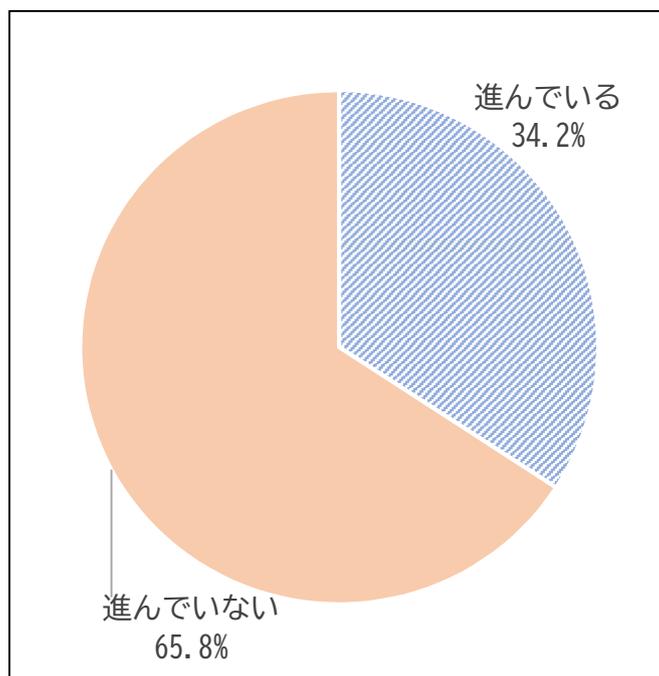
(1) 男女共同参画・ジェンダー平等

横須賀市は、男女共同参画やジェンダー平等に関する意識啓発のため、講座開催や広報紙の発行などの事業に取り組んできました。

しかし、令和3年（2021年）8月に実施した「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（以下、「市民アンケート調査」）では、65.8%の人が身の回りで男女共同参画が進んでいないと感じており、依然として「男女間における不平等感」や「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることが分かります。

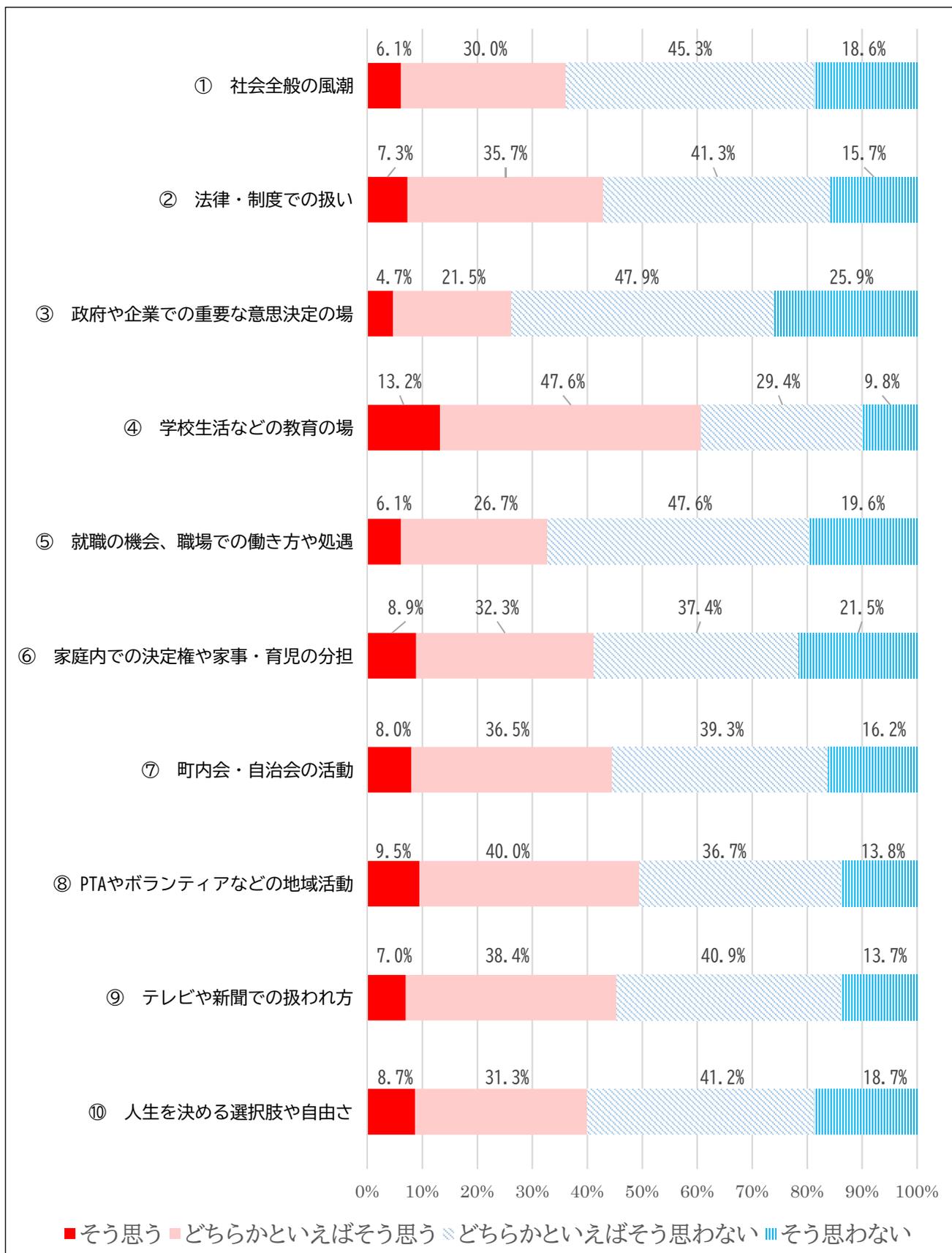
第6次プランでは、こうした男女間における課題解決に加え、性別・性的指向・性自認等にかかわらず全ての人が個人として尊重され、お互いに対等な存在としてジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）にとらわれることなく平等に機会を与えられ、個性と能力を十分に発揮できるよう環境づくりを進めていきます。

問：あなたの身の回りで男女共同参画は進んでいると思いますか。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

問：男女は対等に活躍している、あるいは男女共同参画が進んでいると思いますか。

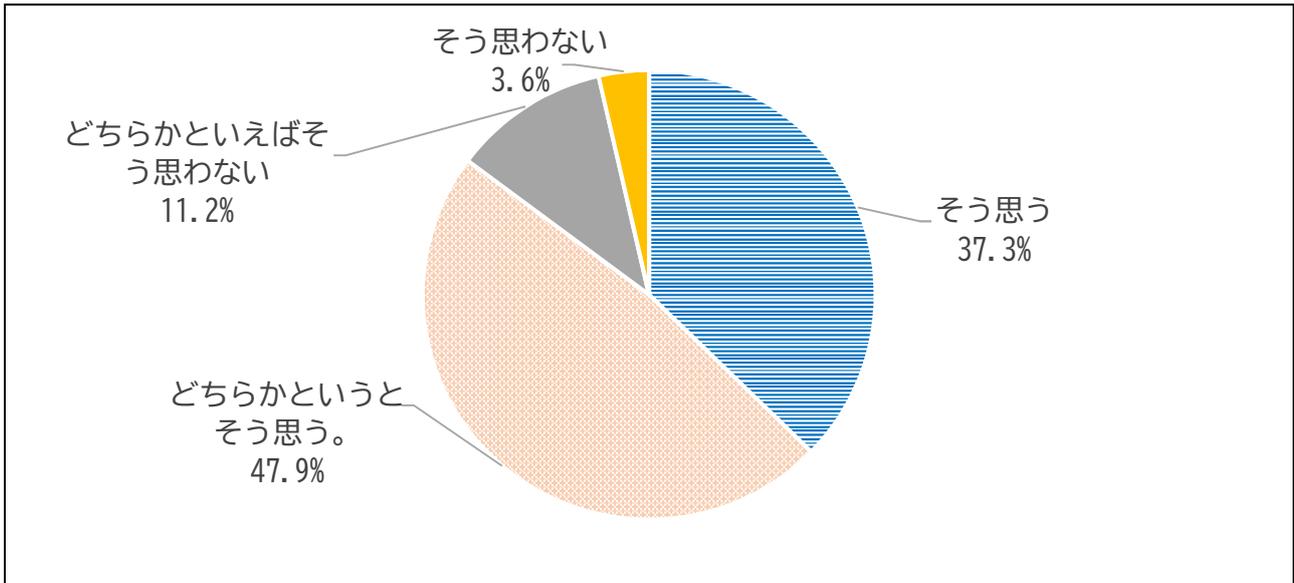


出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

(2) 多様な性

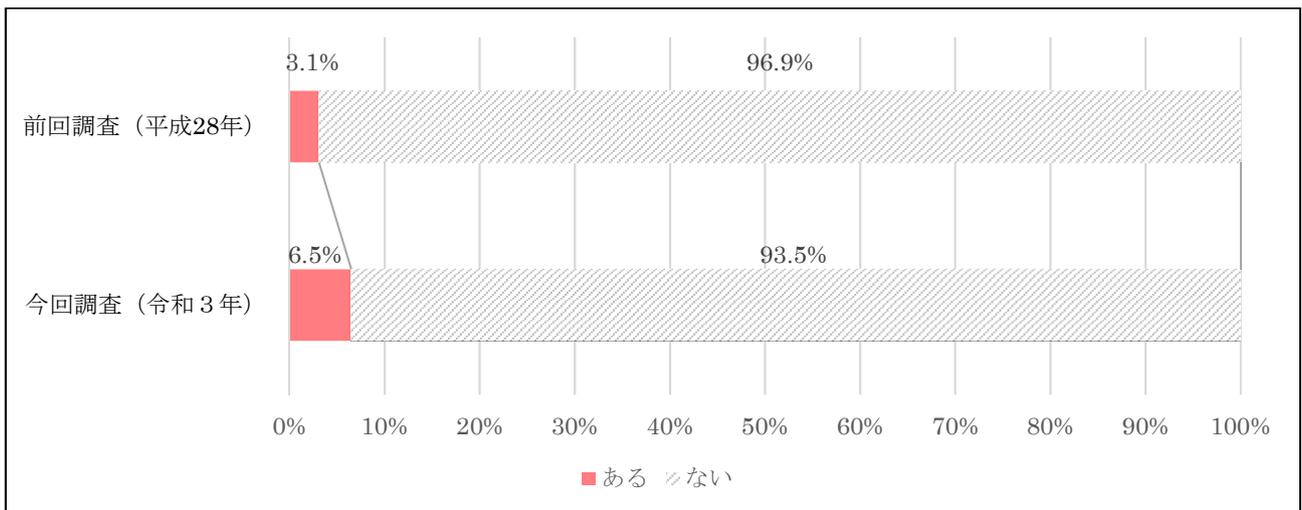
誰もが個人として尊重され、自由に生き方を選択できる社会づくりのためには、人権を尊重し、多様性を認め合うことが重要です。性的マイノリティ（LGBTQ+）の理解促進と支援に取り組み、多様な性を尊重する社会の実現を目指します。

問：現在、性的マイノリティ（LGBTQ+）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しやすい社会だと思いますか。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

問：今までに自分の身体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

全体の割合からすると多くはありませんが、前回調査と比べ、自分の身体の性や心の性または性的指向に悩んだことがある人は増加傾向にあります。

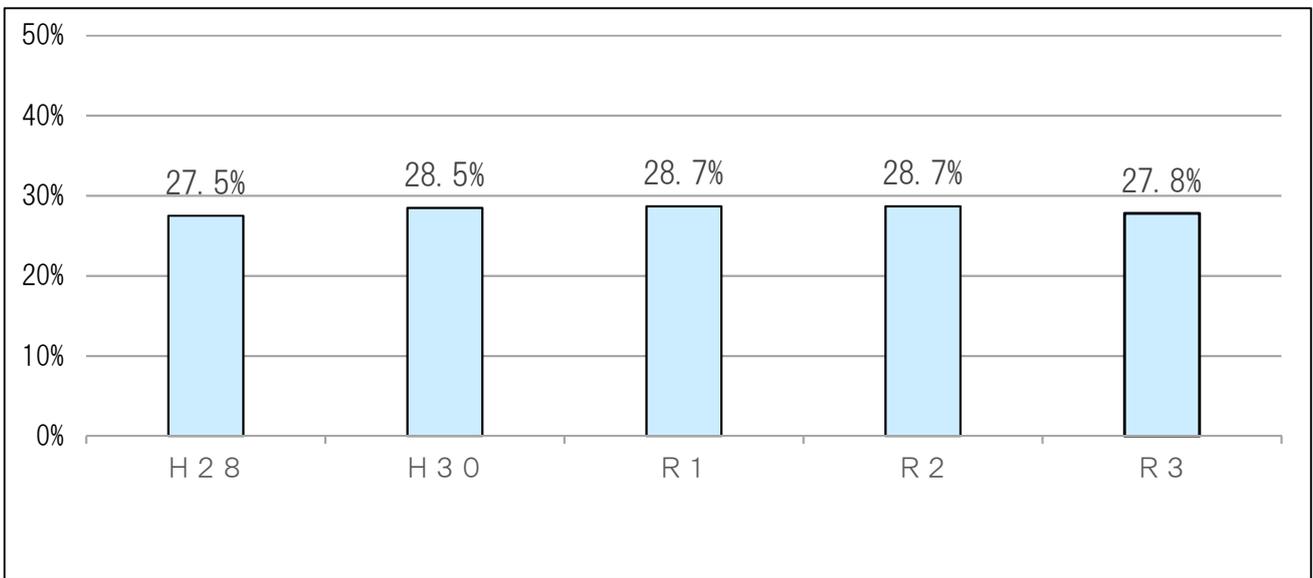
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

条例の基本理念に、全ての人々が性別等にかかわらず、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に参画する機会を確保されることが掲げられています。

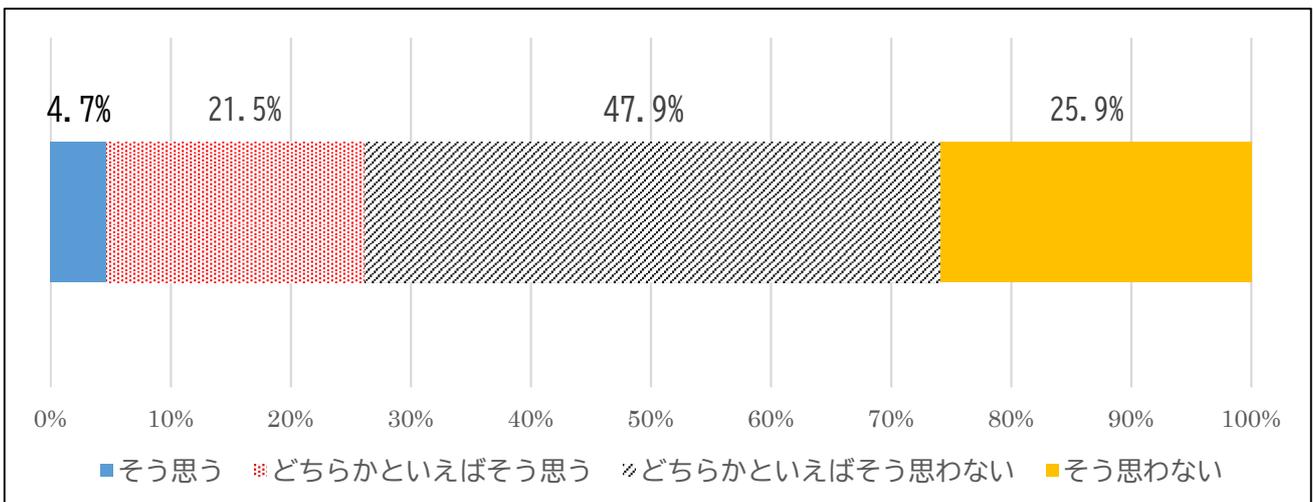
本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の割合を40%以上にすることを目標に取り組みを進めてきました。令和3年（2021年）8月現在の女性委員は27.8%と目標値には達していません。

市民アンケート調査では、「政府や企業での重要な意思決定の場で男女は対等に活躍していない」と答えた人は73.8%であり、女性の意見が十分に反映されるように女性の参画促進が必要です。

横須賀市の審議会等における女性委員の割合推移



問：政府や企業での重要な意思決定の場で、男女が対等に活躍している、あるいは男女共同参画が進んでいると思いますか。

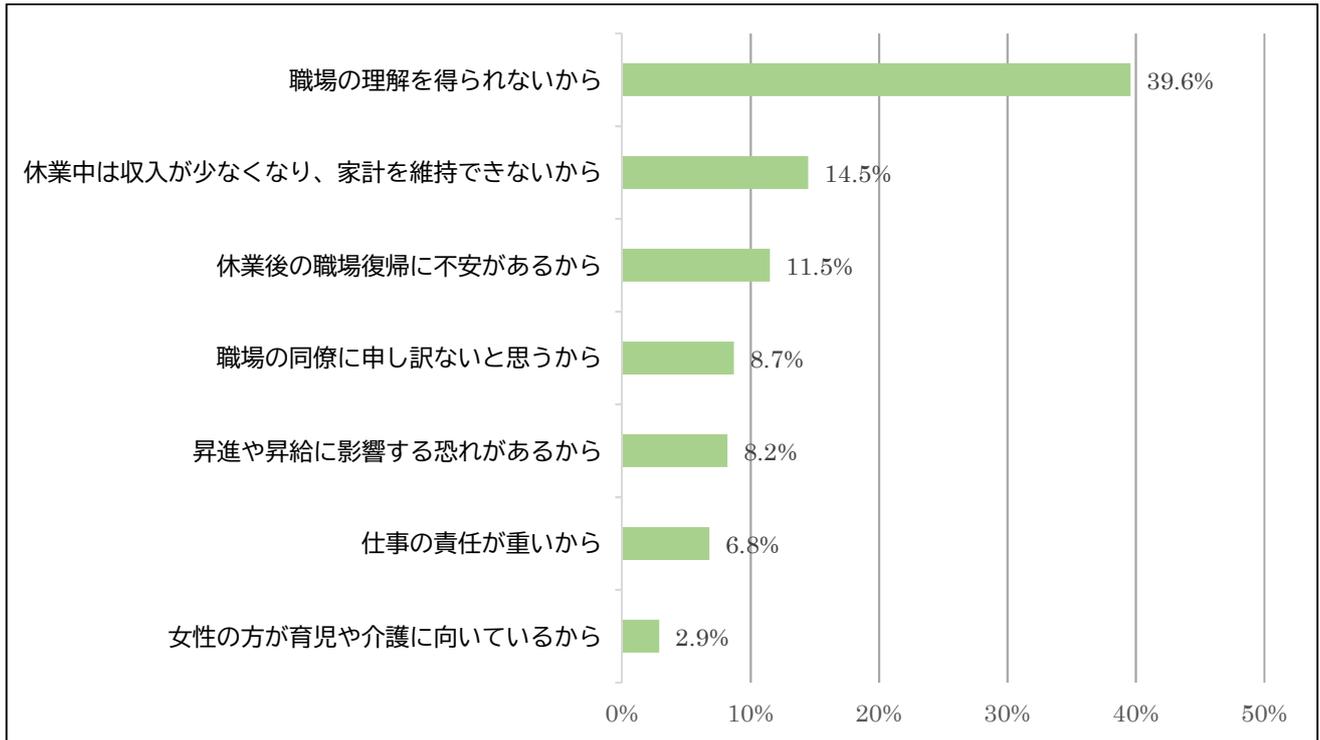


出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

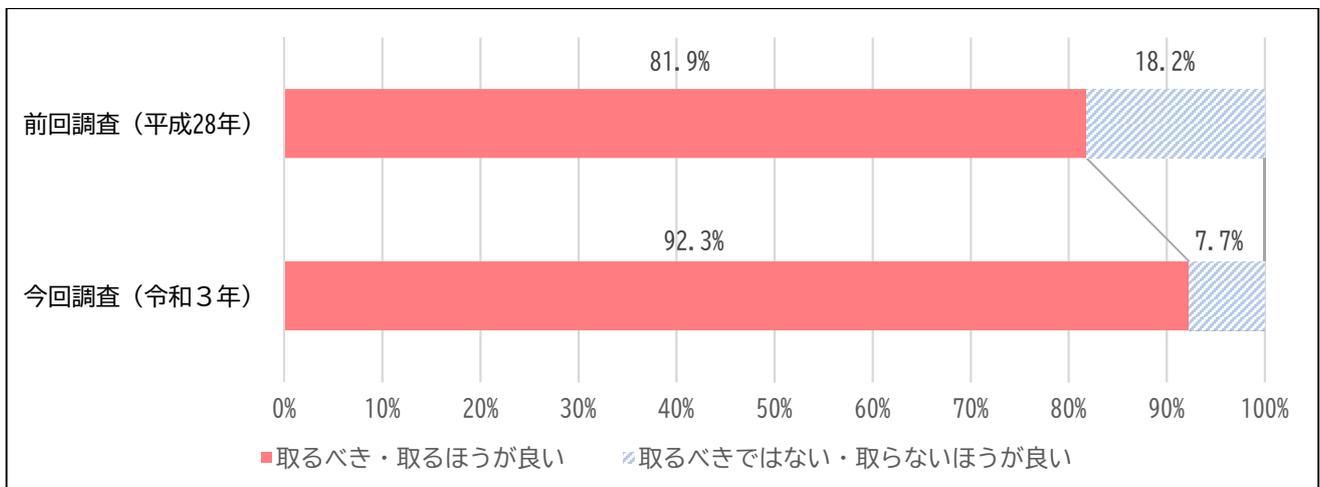
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、育児休業制度の利用促進や意識づくりが必要です。多様な働き方を選択できることだけでなく、特に男性の家事・育児・介護等の参画への取り組みを推進していく必要があります。男性が育児休業や介護休業を取得することについての理解は、以前に比べると進んできています。

問：育児休業や介護休業を取る男性は、女性に比べて少ない理由（上位回答）



出典：横須賀市「男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

問：男性が育児休業を取ることにについて



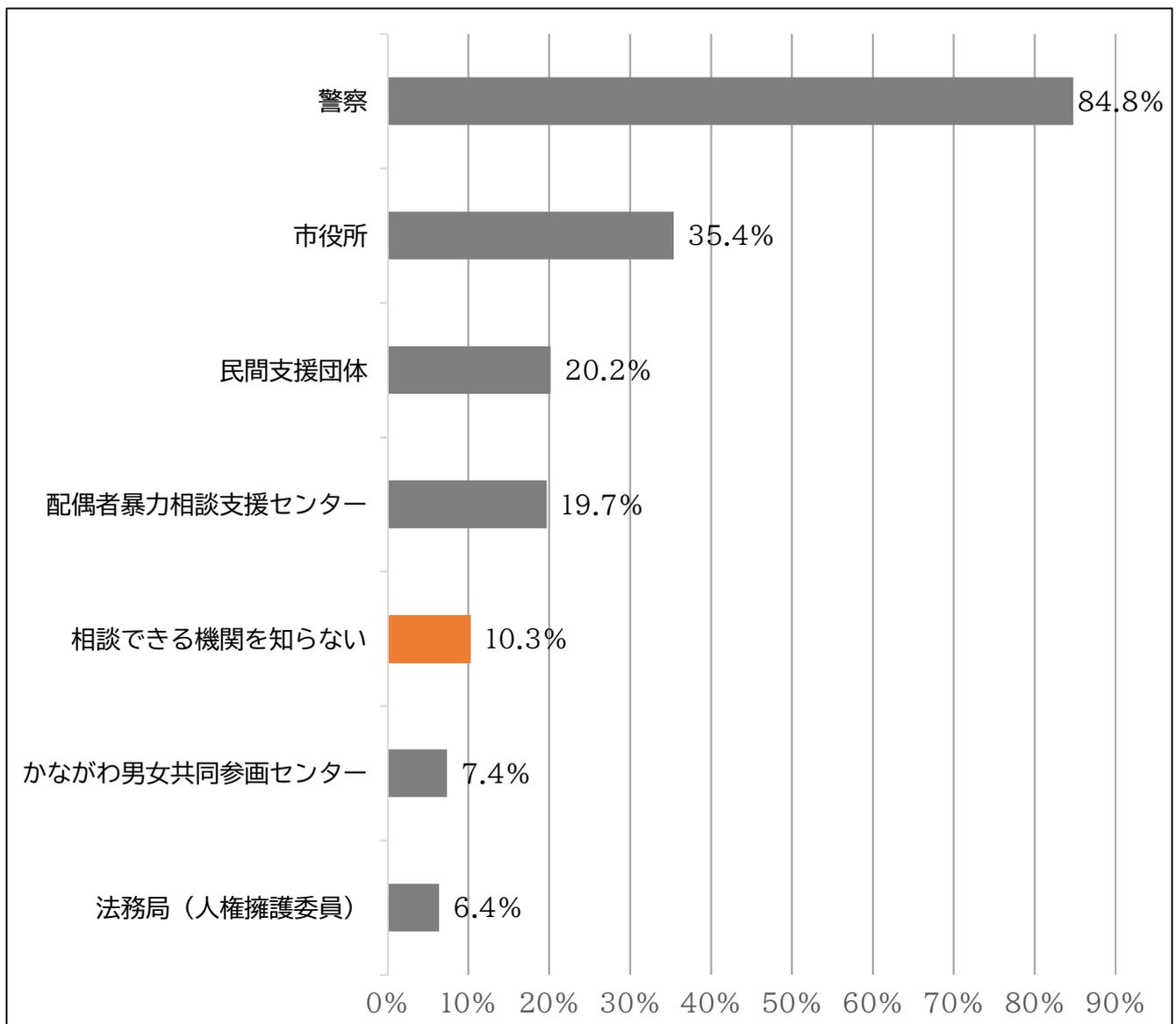
出典：横須賀市「男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

(5) ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり

ジェンダーに基づく暴力は、家庭内等の発見が困難な場所で発生することが多いため、潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼします。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知や相談体制の充実が必要となっています。

DV、ハラスメント、ストーカー行為、身体的・精神的暴力、性的暴力等、暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。交際相手・親・兄弟姉妹など身近な者からの暴力に対しても引き続き対応していくとともに、子どもや若い世代に対しても啓発を進めていく必要があります。

問：配偶者や恋人など親しい間柄における暴力（DV等）について、相談できる機関を知っている人の割合



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

第3章 プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

性別・性的指向・性自認等にかかわらず全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できるジェンダー平等と多様な性を尊重する社会の実現を目指し、本市のジェンダー平等と多様な性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の基本理念等を踏まえ、第6次プランでは、ジェンダー平等と多様な性の尊重に関するそれぞれの課題を明確にし、課題解決に向けて取り組む姿勢を示しています。

○ジェンダー平等に関する主な課題

- ・固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）の解消
- ・女性の職業生活における活躍の推進
- ・男女の賃金格差是正の推進

○多様な性の尊重に関する主な課題

- ・多様な性の尊重に関する理解の促進
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+）当事者に対する支援の推進

2 プランの位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」に基づく市の基本計画です。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」に位置付けられています。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に位置付けられています。
- (5) 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン」を勘案しています。

3 計画名称

第6次横須賀市男女共同参画プラン
～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～

4 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

5 基本理念

第6次プランは、横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例第3条に規定された6つの基本理念に沿って、本市のジェンダー平等推進と多様な性の尊重を推進します。

基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての人々が、性別等にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。
- (2) 全ての人々が、性別等にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。
- (4) 全ての人々が、互いに協力し、社会の支援のもとに、家庭、地域、学校、職業生活等社会のあらゆる分野における活動において、調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。
- (6) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。

6 目 標

条例の基本理念や社会情勢を踏まえ、5つの目標を定めました。第6次プランにおいては、特に「ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり」に重点を置き、取り組めます。

7 施策の方向性

5つの目標を達成するため、8つの施策の方向性を定めました。

8 施 策

施策の方向性に基づくものとして、20の施策を定めています。施策ごとの事業は、施策を実現するために位置付けた具体的な事業を示し、効果的に展開されるよう進行管理を行います。

9 プランの体系

社会情勢の変化、男女共同参画・ジェンダー平等と多様な性に関する国や県の動向・市の課題などを踏まえ、目標・施策の方向性・施策・事業として体系化しています。

第6次横須賀市男女共同参画プラン

～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～

目 標

- 1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり
- 2 全ての人々が活躍できる環境づくり
- 3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり
- 4 全ての人々が安心して暮らせる環境づくり
- 5 ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり



施策の方向性

- 1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり
- 2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援
- 3 女性の活躍推進・参画促進
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進
- 5 子育て・介護の環境整備
- 6 健康支援の推進
- 7 様々な困難を抱える人への支援
- 8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶



施 策



事 業



社会情勢の変化・国や県の動向・市の課題など

10 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

	指標	現状値	目標値（令和8年度）
施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり			
1	「ジェンダー」という言葉の認知度 （言葉の意味も含めて知っている人の割合）	63.0% （令和3年度アンケート調査）	70%
施策の方向性2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援			
2	「アウティング」※という言葉の認知度 （言葉の意味も含めて知っている人の割合） ※性的マイノリティ（LGBTQ+）本人が公にしてい ない性自認や性的指向を暴露すること	—	70%
3	パートナーシップ宣誓証明制度の認知度 （言葉の意味も含めて知っている人の割合）	38.1%	70%
4	よこすかLGBTs相談の認知度	—	70%
施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進			
5	社会全体で男女の地位が平等になっていると 思う人の割合	36.1% （令和3年度アンケート調査）	50%
6	市役所における女性管理職（課長級以上）の 割合	9.4% （令和4年4月）	20%
7	市の審議会等委員に占める女性の割合	27.8% （令和3年度）	40%
施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進			
8	市の男性育児休業取得率割合	37.1% （令和3年度）	100%
9	市職員の有給休暇取得日数	14.3日	15日
施策の方向性5 子育て・介護の環境整備			
10	保育所等利用待機児童数	9人 （令和4年4月）	0人
施策の方向性6 健康支援の推進			
11	女性特有のがん検診の受診率	—	50%
施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援			
12	デュオよこすか「女性のための相談室」を 知っている人の割合	—	70%
施策の方向性8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶			
13	デートDV・DVに関して相談できる機関を 知っている人の割合	89.7% （令和3年度アンケート調査）	100%

11 プランの進行管理

(1) プランの進行管理

① 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

② 取組実績報告書の公表（毎年度実施）

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。また、その結果を報告書として毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

③ 市民アンケート調査の実施と次期プラン策定に向けた第6次プランの検証 （次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。また、アンケート調査の結果を分析・検証し、プランの効果について評価を行います。審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

④ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。

(2) 推進体制

① 横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会

条例に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、施策の進捗状況について審議し答申します。また、計画の策定や事業の推進に関する重要な事項等について、調査・審議し必要に応じて市長に意見を述べます。

② 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員

市の施策への不服や性別等を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を行うため、市長から委嘱された男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において男女共同参画についての理解を深めるため研修を実施します。

④ デュオよこすか

市の男女共同参画及び多様な性を尊重する社会に関する施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「学習・研修」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

⑥ 市民や事業者等との協働・連携

ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を実現するためには、市民や事業者等との協力・連携も不可欠です。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の施策を推進します。

⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を行います。

12 プラン体系図

目 標		施策の方向性		施 策			
1	ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	1	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり	1	市役所における理解促進・意識啓発		
				2	市民に対する理解促進・意識啓発		
				3	学校教育における理解促進・意識啓発		
				4	事業者等に対する理解促進・意識啓発		
				5	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供		
2	全ての人が活躍できる環境づくり ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画	2	性的マイノリティ (LGBTQ+) への支援	6	性的マイノリティ (LGBTQ+) に対する支援		
				3	女性の活躍推進・参画促進 ※	7	女性の活躍に向けた支援
		8	政策・方針決定過程への女性の参画促進				
		4	ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※			9	ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
				10	男性の家庭や子育てへの参画促進		
		5	子育て・介護の環境整備	11	子育て支援の充実		
				12	介護の相談支援の充実		
		3	生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	6	健康支援の推進	13	生涯を通じた健康支援
						14	性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重
		4	全ての人が安心して暮らせる環境づくり	7	様々な困難を抱える人への支援	15	女性のための相談支援の充実
16	ひとり親家庭への支援の充実						
17	困難な問題を抱える人への相談支援の充実						
5	ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画	8	ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶	18	ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発		
				19	ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実		
				20	様々なハラスメントの防止対策の推進		

第4章 事業の内容

目標 1

ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり

ジェンダー平等の推進や、多様な性を尊重する環境づくりのためには、様々な場面や分野で理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施し、理解促進をしていくことが重要です。

施策の方向性 1

ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり

施策

- 1 市役所における理解促進・意識啓発
- 2 市民に対する理解促進・意識啓発
- 3 学校教育における理解促進・意識啓発
- 4 事業者等に対する理解促進・意識啓発
- 5 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供

ジェンダー平等社会の実現のため、根強い固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて市役所（市職員）・市民・学校教育・事業所等のあらゆる場面において、理解促進や意識啓発を行います。社会の様々な場面で責任を分かち合うことで、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしい生き方を選択できる環境づくりを目指します。

性的マイノリティ（LGBTQ+）の当事者は、周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。周囲の身近な人に相談しづらいことや、正しい情報を得ることができないため、孤立感や将来への不安を抱えている人もいます。性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々がその個性と能力を十分に発揮し、生きやすい環境にできるよう、性のあり方の正しい理解を促進し、性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々を支援します。

施策の方向性2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援

施策

6 性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援

性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々への支援については、それぞれの生き方についてお互いの違いを認めて尊重し合える社会づくりが重要となります。性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々が直面する困難に対応できる相談支援体制を整備していきます。

全ての人が活躍できる環境づくり

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画に位置付けられています。

ジェンダー平等を一層推進するため、あらゆる分野における女性の活躍を促進します。また、性別を問わず仕事と家庭の責任を分かち合える社会を目指して、家事・育児・介護への男性の参画を促進します。

施策の方向性 3 女性の活躍推進・参画促進

施策

- 7 女性の活躍に向けた支援
- 8 政策・方針決定過程への女性の参画促進

○女性の活躍に向けた支援

女性は出産や育児休業等により職場から離れることで、男性と比べてキャリアを積むことが難しく、また介護等との両立も求められる傾向にあるため、本人が希望するような働き方を選択しにくい状況にあります。このため、女性が経済的に自立して地域で活躍できるよう、引き続き就職・再就職支援や起業支援を行っていきます。

日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる 30 歳代に低下、子育てが落ち着いた 40 歳代で再び上昇し、高齢になるにつれてなだらかに下降する M 字カーブが見られます。日本では依然として結婚や出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことを表しています。希望する方が就業を継続できるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画に係る取り組みが必要です。

○政策・方針決定過程への女性の参画促進

政治、経済、社会などあらゆる分野において、男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

市民の半数を占める女性の意見を市政に反映させることは、女性のみならず、すべての人が暮らしやすい地域社会の実現につながる重要な視点です。市においては、まずは引き続き審議会や委員会等への女性の積極的な登用を推進します。さらに、市が率先して政策・方針決定におけるジェンダー平等を推進する姿勢を示すためにも、市役所内において誰もが管理職を目指しやすい職場づくりを進めます。

施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進

施策

- 9 ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
- 10 男性の家庭や子育てへの参画促進

ワーク・ライフ・バランスの実現には、事業者等による健康経営（従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること）の取り組みが必要です。従業員に対する健康支援の強化は企業経営において欠かせない部分であり、その対策を強化する必要性が高まっています。健康経営を通じて性差も考慮した健康課題に対する取り組みを行うことにより、働きやすい環境整備を進めるよう事業者等へのジェンダー視点に立った健康経営の制度に関する認知度を高め、啓発を推進します。

また、男性が家事・育児・介護などへ積極的に関わることのできる土壌づくりを進めることもワーク・ライフ・バランスの実現のためには必要です。家事・育児・介護については依然として女性に大きな負担が課せられる場合が多いことから、男性の家庭や子育て・介護への参画を促進し、家庭での負担を共有する環境づくりの推進に取り組めます。

施策の方向性5 子育て・介護の環境整備

施策

- 1 1 子育て支援の充実
- 1 2 介護の相談支援の充実

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、育児・介護に関する福祉サービスを充実し、男女共に負担の軽減を図ります。

目標 | 3

生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり

男女には生涯を通じて性差による異なる健康上の問題が生じるため、未病の改善や性差に応じた健康支援を行うとともに、一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生 100 年時代」に向けた取り組みを進めます。

施策の方向性 6 健康支援の推進

施策

- 1 3 生涯を通じた健康支援
- 1 4 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重

男女は、生涯を通じて性差による異なる健康上の問題が生じます。女性は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期など年代によって心身の状況が大きく変化するため、生涯を通じ男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。一方、男性は、30 歳代以降の就労世代において生活習慣病や自殺などの健康課題が多いと指摘されています。

人生 100 年時代に向けて、生涯を通じて適切に健康管理を行い、心もからだも元気に暮らし続けていくことは大切なことです。健康支援には、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重の視点も重要です。性差による特性にも応じた健康の増進を支援するための知識の普及啓発などの取り組みをはじめ、施策の充実を図ります。

目標 | 4

全ての人が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭や様々な困難を抱えた人のために、各種支援を実施します。

施策の方向性 7 様々な困難を抱える人への支援

施策

- 15 女性のための相談支援の充実
- 16 ひとり親家庭への支援の充実
- 17 困難な問題を抱える人への相談支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域社会における相互扶助や連帯意識が希薄化し、複合的な生活上の困難を抱える人が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしています。特に女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特にひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。

女性の社会進出が進んだとはいえ、男性との賃金格差は依然として存在し、女性が高齢であること、障害があること、ひとり親であること、外国籍市民やルーツが外国であること等を理由とした複合的な困難を抱えた場合、更に困難な状況に置かれる場合があります。このような様々な困難に直面する人々に対しては、その視点も踏まえてのよりきめ細やかな支援が重要となります。

目標 | 5

ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画に位置付けられています。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ジェンダーに基づく暴力（DV等）を未然に防ぐとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

施策の方向性 8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶

施策

- 18 ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発
- 19 ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実
- 20 様々なハラスメントの防止対策の推進

暴力の予防啓発と被害に対する回復支援のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会の形成のため、一貫した切れ目のない被害者支援体制を構築すると同時に、関係機関等との連携体制の強化を継続します。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、様々なハラスメント、SNSなどの新たなコミュニケーションツールによる被害は深刻であり、的確に対応する必要があります。

また、性犯罪や暴力の課題に対応するうえでは、女性のみならず、男性や性的マイノリティ（LGBTQ+）もジェンダーに基づく暴力の被害者になりうるということに留意する必要があります。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、家庭内における暴力の増加や深刻化が特に大きな問題となっています。相談支援体制の充実を図るとともに、被害者等が安心できる居場所づくりを進めていきます。

第6次横須賀市男女共同参画プラン

～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～

事業一覧

第6次横須賀市男女共同参画プラン事業一覧

目標1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり

施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり

施策1 市役所における理解促進・意識啓発

No	事業	関係部局
1	市の実施事業における配慮 市が事業を実施する際には、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重の視点を持って取り組みます。また、イベント等の共催や後援に際しても、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重の視点について確認するよう周知啓発します。	市長室
2	市職員に対する研修等の実施 市職員に対するジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する研修等を継続的に行います。	市長室 総務部
3	広報・出版物等における表現の配慮 市から情報発信する刊行物・ホームページ等で言葉やイラスト等を、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重の視点から望ましい表現にします。	市長室 経営企画部
4	申請書等における性別欄の見直し 各課が所管する申請書等のうち、性別情報の必要性がないものは性別欄を削除するほか、削除できないものについても記載方法の変更等により配慮します。	市長室

施策2 市民に対する理解促進・意識啓発

No	事業	関係部局
5	各種講座等の開催 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、多様な性などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。	市長室 地域支援部
6	生涯学習講座等の開催 生涯学習の推進にあたり、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供をします。	教育委員会
7	市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することでジェンダー平等と多様な性の尊重を推進します。	市長室
8	広報紙（NEW WAVE）の発行 ジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍、多様な性に関する市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。	市長室
9	パネル展示やリーフレットの配布による啓発 性的マイノリティ（LGBTQ+）への偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。	市長室

No	事業	関係部局
10	デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催 デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場として講座を開催します。	市長室
11	避難所における配慮 災害時の避難所運営等において、女性、障害者、外国人の方々にも配慮した運営となるよう避難所運営委員会等に対して啓発を行います。	市長室

施策3 学校教育における理解促進・意識啓発

No	事業	関係部局
12	中学生を対象とした啓発冊子の配布 中学生を対象に、ジェンダー平等やデートDV、インターネットの危険性、多様な性に関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。	市長室
13	広報紙（NEW WAVE）による意識啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。	市長室
14	相談員等を対象とした研修会の開催 ジェンダー平等と多様な性への理解を促進するため、相談員や保育士等を対象に研修会を実施します。	市長室
15	教職員に対する意識啓発 ジェンダー平等と多様な性の尊重を含めた人権を尊重する意識を児童・生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。	教育委員会

施策4 事業者等に対する理解促進・意識啓発

No	事業	関係部局
16	事業者等に対するジェンダー平等推進と多様な性への理解促進 市の入札等に参加する事業者や指定管理者における次世代の育成や女性の活躍推進、多様な性の理解促進に向けた取り組みを評価します。	総務部 財務部
17	事業者等に対する意識啓発 事業者等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や事業者等への研修を実施し、意識啓発を行います。	市長室

施策5 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供

No	事業	関係部局
18	デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内のジェンダー平等と多様な性の尊重を推進します。	市長室
19	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する調査の実施 市民意識や実態に関する調査を実施し、各種統計情報の収集・分析を行い、施策の展開に活用していきます。	市長室

施策の方向性2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援

施策6 性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援

No	事業	関係部局
20	相談事業の実施 性的マイノリティ（LGBTQ+）の不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。	市長室
21	当事者や家族、先生、支援者などの交流会への支援 同性が好き、性別に違和感があるなど、性的マイノリティ（LGBTQ+）や家族、先生、支援者などの方に対する支援を行います。	健康部
22	関係機関との連携強化 NPO 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との連絡会を開催することにより連携強化に努めます。	市長室
23	パートナーシップ宣誓証明制度の実施 戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、市が公に証明します。また、自治体間連携の拡大に取り組みます。	市長室
24	避難所における配慮 災害時の避難所運営等において、性的マイノリティ（LGBTQ+）にも配慮した運営となるよう避難所運営委員会等に対して啓発を行います。	市長室

目標2 全ての人々が活躍できる環境づくり

施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進

施策7 女性の活躍に向けた支援

No	事業	関係部局
25	起業を目指す人への支援 起業を目指す人に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。	市長室 経済部
26	就業・再就職・キャリアアップを目指す人への支援 就業・再就職・キャリアアップを目指す人に対し、セミナーや相談窓口を通じて情報提供します。	市長室 経済部
27	女性が市役所試験を受験するための取り組みの実施 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。	総務部 消防局
28	市役所における女性職員のキャリアデザインの機会創出 経験年数や役職の段階に応じて、女性職員の活躍をサポートします。	市長室 総務部

施策8 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No	事業	関係部局
29	審議会等への積極的な女性の参画促進 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員の推薦を働きかけます。	総務部 市長室
30	審議会等における実態調査の実施 審議会等における女性登用などの現状について調査します。	総務部
31	地方防災会議における女性委員の参画促進 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女性委員の参画を進めます。	市長室
32	自主防災組織への女性の参画促進 災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。	市長室

施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進

施策9 ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援

No	事業	関係部局
33	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報提供・啓発を関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。	市長室
34	事業者等のワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所等の情報収集・提供に努めます。	市長室
35	市役所の時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 市役所の各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮減、育児・介護休業等の取得を進めます。	総務部
36	市役所におけるテレワークの円滑な運用 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを推進します。	総務部
37	市職員に対する意識啓発 市職員向けにワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行います。	市長室
38	事業者等における健康経営の推進に関する啓発 健康経営の制度に関する認知度を高め、健康経営を通じて性差も考慮した健康課題に対する取り組みを行うことにより、働きやすい環境整備を進めるよう事業者等への啓発を推進します。	市長室

施策10 男性の家庭や子育てへの参画促進

No	事業	関係部局
39	男性向けのジェンダー平等をテーマとした講座の開催 ワーク・ライフ・バランスを図りながら、共に家庭や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護等に関する講座の実施や情報提供を行います。	市長室 地域支援部
40	「子育てガイド」による情報提供 子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックの中に、父親の育児参加に焦点を当てたトピックを盛り込み、情報提供します。	福祉こども部 健康部
41	「お父さんのための子育て応援講座」の開催 講座の中で情報交換のための交流会を行うなど、父親の子育て参画を応援します。	福祉こども部

施策の方向性5 子育て・介護の環境整備

施策11 子育て支援の充実

No	事業	関係部局
42	家庭等における子育て支援の充実 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや「子育て支援センター愛らんど」、保育所等で子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供を行います。	福祉こども部
43	幼児期の教育・保育の充実 保育所等の定員拡充や認定こども園への移行促進に取り組み、さまざまな教育・保育ニーズに対応します。	福祉こども部
44	全児童を対象とした居場所の充実 放課後子ども教室の運営等を行うことにより、居場所の確保に努めます。	福祉こども部
45	留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。	福祉こども部

施策12 介護の相談支援の充実

No	事業	関係部局
46	介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。	福祉こども部
47	「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。	福祉こども部
48	「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心理士が相談に応じます。	福祉こども部
49	認知症オレンジパートナー養成講座の開催 認知症の本人や家族を支援するために必要な知識を学ぶオレンジパートナー養成講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することを促し支援していきます。	福祉こども部

目標3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり

施策の方向性6 健康支援の推進

施策13 生涯を通じた健康支援

No	事業	関係部局
50	健康相談 健康づくりのための講座の実施や、健康に関する相談を保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個別に応じ、必要な指導、助言を行います。	健康部
51	女性健康支援相談事業 思春期から周産期を中心とした女性の各ライフステージに応じた悩みに関する相談やセミナーを実施し、健康支援を行います。	健康部
52	がん対策の推進 がんの予防や早期発見により、QOLの向上や健康寿命の延伸が期待できるため、各種がん検診を行います。また、子宮頸がん検診の受診勧奨とHPV（子宮頸がん予防）ワクチンの接種勧奨を実施します。	健康部

施策14 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重

No	事業	関係部局
53	プレコンセプションケアに関する啓発 生涯を通じた健康づくりを推進するため、若い世代の健康増進や将来の妊娠・出産のための健康管理等を目的として、妊娠の計画の有無や性別にかかわらず、プレコンセプションケアの普及啓発を行います。	健康部
54	健康教育の充実 学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項等について、普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備します。	教育委員会
55	不妊・不育専門相談センター 安心して子どもを産み育てられるよう、相談事業の実施によりサポートします。	健康部
56	「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。	健康部
57	多様な性に関する医療機関への周知啓発 医療機関受診の際の不安軽減のため、多様な性の理解やパートナーシップ宣誓証明制度について、医療機関に周知啓発を行います。	市長室

目標4 全ての人々が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援

施策15 女性のための相談支援の充実

No	事業	関係部局
58	デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。	市長室
59	相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保するとともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努めます。	市長室

施策16 ひとり親家庭への支援の充実

No	事業	関係部局
60	ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に応じます。	こども家庭支援センター
61	ひとり親家庭の親を対象とした就労支援 就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給やパソコン講座を実施します。	こども家庭支援センター
62	ひとり親家庭の仲間づくりの推進 ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくりを推進します。	こども家庭支援センター

施策17 困難な問題を抱える人への相談支援の充実

No	事業	関係部局
63	生活困窮者への相談支援 経済的に不安定な状況にあることに加え、女性や性的マイノリティ（LGBTQ+）であることで更に複合的な困難な状況に置かれている場合もあることから、ジェンダーの視点に立った相談事業を継続していきます。	福祉こども部
64	障害者への相談支援 障害があることに加え、女性や性的マイノリティ（LGBTQ+）であることで更に複合的な困難な状況に置かれている場合もあることから、ジェンダーの視点に立った相談事業を継続していきます。	福祉こども部
65	外国人への相談支援 外国人であることに加え、女性や性的マイノリティ（LGBTQ+）であることで更に複合的な困難な状況に置かれている場合もあることから、ジェンダーの視点に立った相談事業を継続していきます。	市長室
66	ヤングケアラー支援の推進 ヤングケアラーの内容や相談窓口について周知啓発し、福祉、地域の担い手、教育関係者等と連携し適切な支援につなげます。	こども家庭支援センター

No	事業	関係部局
67	犯罪被害者等への相談支援 犯罪被害により生じる様々な問題についての情報提供や、犯罪被害者等からの相談に応じ、有資格者によるカウンセリングや弁護士による法律相談等の支援を行います。	地域支援部

目標5 ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり

施策の方向性8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶

施策18 ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発

No	事業	関係部局
68	ジェンダーに基づく暴力防止に関する意識啓発 DV防止啓発リーフレット等の配架による情報提供や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた取り組みにより、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。	市長室 こども家庭支援センター
69	デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	市長室 こども家庭支援センター
70	子ども・若者に対する暴力防止に関する意識啓発 国・県・警察等と連携し、性的虐待、SNS等を通じた性犯罪・性暴力、JKビジネス、AV出演強要、レイプドラッグ、痴漢などの犯罪は人権侵害であることを広く知らせ、相談窓口の周知を図ります。	市長室 こども家庭支援センター

施策19 ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実

No	事業	関係部局
71	ジェンダーに基づく暴力の相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。	市長室 こども家庭支援センター
72	安全・安心な相談窓口の確保 被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。	こども家庭支援センター
73	相談員の研修等の充実 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。	こども家庭支援センター
74	被害者（子どもを含む）の安全確保と、自立に向けた支援 被害者（子どもを含む）の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。	こども家庭支援センター
75	関係機関との連携強化 ジェンダーに基づく暴力（DV等）と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。	こども家庭支援センター

施策20 様々なハラスメントの防止対策の推進

No	事業	関係部局
76	性別等による人権侵害の申出制度 男女共同参画及び多様な性に関する専門委員が「性別等による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。	市長室
77	働く人の相談窓口 産業振興財団における「働く人の相談窓口」でハラスメント等に関する相談や労働者のこころの相談を受け、解決に向けた支援を行います。	経済部
78	市職員・教職員を対象とした意識啓発 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。	市長室 総務部 教育委員会